事 務 連 絡 平成 22 年 4 月 19 日

各府省政策評価担当官 殿

総務省行政評価局

規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の試行的実施について

規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の試行に当たり、その目的や実施する際の留意事項等について、公正取引委員会の協力を得て以下のとおりまとめました。 つきましては、貴府省におかれては、これらを踏まえ、規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析について試行いただきたくお願いします。

記

#### 1 競争状況への影響の把握・分析の目的

規制の事前評価とは、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであり、評価に当たっては、規制の新設又は改廃によって発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明することが求められるほか、規制の質の向上を図る観点から、分析の多角化など分析内容の充実を図ることが求められる。

規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析とは、規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼす場合があることを踏まえ、評価に当たって、この競争状況への影響を、規制の新設又は改廃によって発生又は増減することが見込まれる費用の一要素として考慮しようとすることにより、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資することを目的とするものであり、具体的には、規制が競争参加者数を減少させたり、競争能力を制限したり、競争する意欲を減少させたりしてはいないかなどを確認しようとするものである。

#### 2 競争状況への影響の類型

規制の新設又は改廃が競争状況へ及ぼす影響は様々あると考えられるが、これらの影響を大別すると、一般的には、①事業者の数又は範囲に対する影響、②事業者の競争能力(手段・活動)に対する影響、③事業者の競争する意欲に対する影響、の3つに分類される。

類型ごとの具体例を挙げれば、①の例としては許可制や認可制の導入、公共調達制度への参加制限など、②の例としては価格統制、販売方法や広告方法の制限など、③の例としては事業者が提供する財・サービスの価格、生産費用、数量等の情報を他の事業者に明らかにさせる規制などがある。

### 3 競争状況への影響の把握・分析の手順等

#### (1) 手順

競争の主体となる企業等、すなわち事業者に影響が及ばない規制案であれば、そも そも競争状況への影響を評価する必要はないため、競争状況への影響の把握・分析で は、まず、当該規制案がどの事業者に影響を及ぼすか(あるいは事業者に及ぼす影響 はないか)を確認することとなる。

当該規制案が事業者に影響を及ぼすものである場合には、次に、規制の新設又は改廃によって発生又は増減することが見込まれる費用として、当該規制案が競争状況に影響を及ぼすか否かを確認した上で、影響を及ぼす場合には、具体的な内容の把握・分析を行うこととなる。

### (2) 留意事項

競争状況への影響の把握・分析に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 競争状況への影響の中には、2に掲げる類型に複数該当するものがあるため、 競争状況に影響を及ぼすか否かを確認する際には、これらの類型すべてについて、 該当の有無をそれぞれ確認する。
- ・ 規制の事前評価の枠組みの中で実施されるものである以上、競争状況に影響を 及ぼす場合に実施する、具体的な内容の把握・分析には比例原則が適用される。 すなわち、競争状況への影響の程度に応じた具体性・詳細さをもって把握・分析 を行うこととなる。
- ・ 当該規制案と同様、代替案についても競争状況への影響の把握・分析を行う。

### 4 試行的実施の具体的内容及びスケジュール

### (1) 平成22年4月26日 試行開始

各府省は、規制の事前評価の実施に当たって、同日以降に評価書を公表することとなる規制案に関して、競争状況への影響の把握・分析に関するチェックリストの記入を行うこととする。

- チェックリストの記入に関しては、公正取引委員会が相談に応じるなど、必要な支援を行う。
- ・ 記入後のチェックリストは、競争状況への影響の把握・分析の方法やチェック リストの改善に資するため、評価書の提出と併せて総務省行政評価局に提出する こととし、総務省行政評価局は、受領したチェックリストを公正取引委員会へ送 付することとする。この際、総務省行政評価局は、チェックリストに対する意見 等も受け付ける。
- ・ 競争状況への影響の確認結果についての評価書への記述は、任意とする。

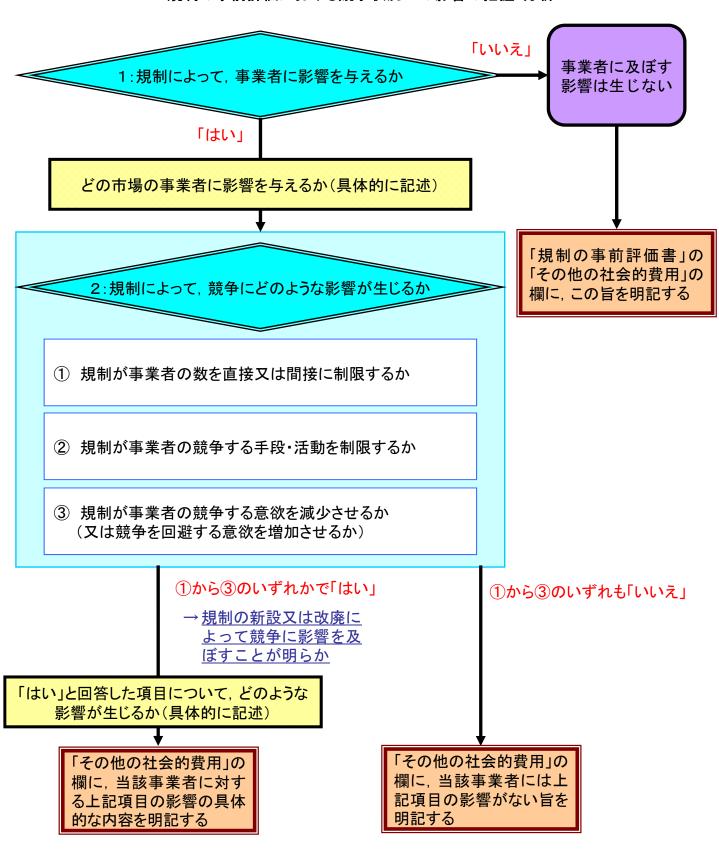
#### (2) 平成23年度以降 本格的実施へ移行

試行の実施状況・結果を踏まえ、公正取引委員会の関与の仕組みを含め、競争状況への影響の把握・分析の方法、結果の活用方法等について十分に検討し、適切な時期に本格的実施へ移行する。

- ・ 本格的実施の際には、規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成 19 年 8月24日政策評価各府省連絡会議了承)の改正等、所要の措置を講ずるものとす る。
- ・ 本格的実施の際には、競争状況への影響の把握・分析を、総務省行政評価局が 行う点検活動の対象とする。

# フローチャート

-規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析-



- ※全ての代替案についても同様に実施
- ※試行期間中における評価書への記述は任意

# チェックリスト

## ―規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析―

このチェックリストでは、規制の新設又は改廃が、競争に影響を与えるのか、また、影響を与える場

分: (改正案、代替案1、代替案2…の別を記載)

政策の名称:\_\_\_\_\_

合にどのような影響を与えるのかを明らかにする。

区

1 規制による影響はどの市場の競争に生じるのか	
問:規制によって事業者に影響を与えるか はい・いい	ラ
(注)事業者には、既存事業者のみならず、潜在的事業者(新規参入を検討している事業者)を含むまた、規制の対象である財・サービスを取り扱う事業者だけでなく、川上市場の事業者(例えば原材料製造業者など、その財・サービスに必要な商品・原料を供給する事業者)や川下市場の業者(例えば、小売業者・卸売業者など、その財・サービスの供給先事業者)も含む。	°
「はい」と答えた場合、具体的にどの事業者に影響を与えるかを記載	
2 規制によって、どのような影響が生じるのか(前記1で「はい」と答えた場合にチュ	<u>I</u>
<u>ックを実施)</u> (注)1の問で影響を受ける事業者に対してのみ行えばよい。	
① 規制が事業者の数を直接又は間接に制限するか	
問 1: 規制によって, 特定の事業者又は特定の事業者のグループしか事業活動ができないことになるか はい・いい	-
「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	
問2:規制によって、認可要件等を満たすことのできる事業者が限られ、活動する事業者の数が大幅 減少することになるか。	に
はい・いい	え
「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	

問3:	: 規制によって、事業者が活動する地理的な範囲について、特定の地域に固定する。 又は活動可能な範囲を制限することになるか。	ことになるか,
		はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	
問4:	: 規制によって,事業活動に要するコストを規制の新設又は改廃前より大幅に引き. るか。	上げることにな
( -	1) 新規参入事業者に比べ、既存事業者のコストが大幅に増加し、又は多くの既存事業者のコストの2が大幅に増加し、又は多くの既存事業者のコストの2が大幅に増せまる場合も含む)	事業者を退出さ
	せることになるか。(既存事業者のコストのみが大幅に増大する場合も含む。)	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	
(2	2) 既存事業者に比べ,新規参入事業者のコストが大幅に増加し,又は新規参入事 害することになるか。(新規参入事業者のコストのみが大幅に増大する場合も含	
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	10.0 0 0 72
(3	3) 一部の既存事業者のコストのみが大幅に増加し、若しくは一部の既存事業者のことになるか。(又は一部の新規参入事業者のコストのみが大幅に増加し、若し参入事業者のみを退出させることになるか。)	
	Γ	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	
2	規制が事業者の競争する手段・活動を制限するか	
問1:	: 規制によって、事業者が提供する財・サービスの価格について、特定の水準に固況るか、又は設定可能な価格の範囲を制限することになるか。	定することにな
		はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載	

問2:	規制によって、事業者が提供する財・サービスの種類、品質等について、特定の水準に固定する ことになるか、又は提供可能な範囲を制限することになるか。
	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載
問3:	規制によって、事業者が提供する財・サービスの製造方法や販売方法について、特定の方法に固 定することになるか、又は利用可能な方法の範囲を制限することになるか。
	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載
問4:	規制によって、事業者が提供する財・サービスの広告方法について、特定の方法に固定することになるか、又は利用可能な方法の範囲の制限をすることになるか。
	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載
3	規制が事業者の競争する意欲を減少させるか (又は競争を回避する意欲を増加させるか)
問1:	規制によって、事業者が提供する財・サービスの価格、生産費用、数量等についての情報を他の
	事業者に明らかにさせ、又は事業者間においてこのような情報の交換を促し、これにより事業者
	が自らの競争する意欲を減少させることになるか又は他者との競争を回避する意欲を増加させ
	ることになるか。
	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載
問2:	規制によって、財・サービスの需要者が、当該財・サービスの提供を現在受けている事業者から、他の事業者に変更しようとする場合に、消費者が負担するコスト(スイッチング・コスト)を増加させ、これにより事業者の競争する意欲を減少させることになるか。
	はい・いいえ
	「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載

問3	:	規制によって、	消費者が利用す	できる財・	・サービス	の選択肢や	や情報を制	削限し,こ	これにより	事業者の
		競争する意欲を	を減少させるこ	とになるた	ָיי <sub>ס</sub> ,					
									はい	・いいえ

	16.0	0 0 7
「はい」と答えた場合には具体的な内容を記載		